

## よくあるご質問について

主に幼稚園教諭免許状の更新を行う方を中心に、受講申込に際してのQ & Aとなります。免許状更新講習の制度に関する全般的な内容に関しては、文部科学省および都道府県教育委員会のWEBサイトを確認してください。

### 1. 受講対象関係

#### Q1. 受講対象とは何ですか？

⇒ 免許状教職更新講習は、幼稚園をはじめとする学校等における現職の「教諭」の方を受講対象（受講義務者）としております。また、「教諭」ではない方であっても、教諭として経験のある方（「教員勤務経験者」）や「保育士」、「教員内定者」等の方は受講可能となります。ただし、「保育士」の方が受講するためには、要件がありますので、詳細は、**Q3.**を確認してください。

なお、本学では、本申込の手続きにおいて、受講対象の証明が必要となります。

#### Q2. 早めに更新手続きを行いたいのですが、受講できますか？

⇒ 原則として、ご自身の修了確認期限又は有効期限の2年2か月前から2年間が更新手続き期間になるため、更新手続き期間前の受講はできません。

#### Q3. 現在、「保育士」として勤務していますが、受講できますか？

⇒ 幼稚園教諭免許状を保持しており、以下の状況に該当している方は、受講可能です。

勤務先	現在の状況
認定こども園（幼稚園型、保育所型、地方裁量型）	保育士
認可保育所（園）	保育士
幼稚園を設置する者が設置する認可外保育施設	保育士

※認定こども園において、「幼保連携型」や「幼稚園型」に勤務している「保育教諭」または「幼稚園教諭」は、受講義務者となります。

※本申込の際、受講対象の証明は、現在の勤務先の長の公印が必要となります。なお、同じ法人内に幼稚園を有する無認可保育施設で勤務している保育士の方は、園長の公印ではなく、理事長の公印が必要になります。

#### Q4. 現在、認可保育園の保育士として勤務しており、指定された更新手続き期間を過ぎてしまっているのですが、受講はできますか？

⇒ 旧免許状を保持しており受講対象者の方であれば、受講可能です。ただし、教員免許状が休眠状態となっているので、有効にする手続きが別途必要となります。更新手続きの際に、お住いの都道府県教育委員会において併せておこなってください。（※旧免許状保持の現職教諭の場合は、期間が過ぎた時点で失効となりますので対応が異なります。）

また、新免許状の場合は、手続き期間が過ぎた時点で失効となります。ただし、受講対象者の方であれば、更新講習を受講し、免許失効に伴う再授与の手続きを行うことができます。再授与の手続きについては、お住いの都道府県教育委員会へ確認してください。

**Q5.現在は、会社員として勤務しており、来年から「保育士」として勤務予定なのですが、受講対象になりますか？**

⇒ 「保育士」としての採用内定者・勤務経験者は、受講対象に該当しません。

**Q6.今まで「保育士」としてのみ勤務経験がありますが、「教員勤務経験者」に該当しますか？**

⇒ Q5.の回答を参照。

**Q7.現在、教員免許状の保持を条件に、小学校で「児童支援員」として勤務していますが、受講できますか？**

⇒ 学校に勤務されていても、「事務職員」、「支援員」、「補助員」等の職名で働かれている方は、現職教員に該当しないため、受講はできません。（教員免許状を更新する必要がないため。）ただし、勤務校より「教員として勤務してほしいので、免許状の更新をしてください」と言われている場合には、学校長から「教員採用内定者」として証明を受けることで受講可能となります。教員採用内定者の証明を受けられない場合も、教育委員会での講師登録によって、証明を受けることも可能です。

**Q8.現在、教職や保育園には就いていないのですが、今後の復帰を考えて、受講することはできますか？**

⇒ 制度上、受講の必要がないため対象外となります。ただし、教育委員会での講師登録等により、「教員採用内定者」として受講が可能です。なお、幼稚園教諭の講師登録に関しては、市町村教育委員会によって登録制度の有無や申込期間が定められていることがあります。

**Q9.養護教諭や栄養教諭の免許状保持者は、常磐大学で受講できますか？**

⇒ 本学の講習は、「必修・選択必修領域」の講習のみ、養護教諭および栄養教諭免許状の更新に対応しております。なお、「選択領域」の受講において、養護教諭・栄養教諭の他に免許状を複数保持している方は、本学の「選択領域」の講習をもって養護教諭および栄養教諭の両免許状の更新はできないので注意してください。

**Q10.派遣登録により短期契約で非常勤教員として勤務しています。受講時点では勤務していないのですが受講は可能ですか？**

⇒ 本申込みの際に、「教員勤務経験者」として、勤務先であった学校長（園長）からの証明を受けることで受講可能です。なお、「保育士」として Q3.に該当する保育園等に派遣登録により短期期間勤務するケースで、申込時点から講習終了までの期間において勤務状況が継続しない場合は、Q5.および Q6.と同様に受講対象外となります。

## 2. 仮申込み手続き（WEB申込み）

**Q11.携帯電話からも申込可能ですか？**

⇒ PC およびスマートフォンからの申込みが可能です。

**Q12.申込みにあたって、提出書類はありますか？**

⇒ WEB 申込時は、申込者の受講に必要な情報を入力していただきますので、書類提出の必要はありません。入力の際は、ご自身が所持している免許状（または、免許授与証明書）をお手元にご用意ください。仮申込みでの入力内容を確認させていただき、本申込に必要な書類を郵送いたします。

**Q13.結婚して氏名が変わっています。免許状の原本が旧姓表記なのですが、講習の申込みは可能ですか？**

⇒ 新しい姓で申込みが可能です。本学の卒業生の方については、本学での確認のために特記事項欄へ旧姓名の記載をお願いいたします。

なお、更新手続きについても、書き換え義務はないので、旧姓のままの免許状であっても差支えありません。更新手続きの詳細は、都道府県教育委員会へ確認してください。

**Q14.現在、派遣会社に登録して学校（園）に勤務している場合、「勤務先名」はどのように申込みをすればよいですか？**

⇒ 派遣会社名ではなく、現在、お勤め先の学校（園）名で申し込んでください。受講対象の証明も勤務校（園）の長に証明していただく必要があります。

なお、同様のケースで「保育士」として申込みをされる方も、現在の勤務先の名称で申し込んでください。

**Q15.現在、公立の認可保育所の「保育士」として勤務していますが、市役所での採用の関係で、教育委員会からも幼稚園教諭として委嘱を受けており、一般職員でもあります。「職名」について、どのように申込みをすればよいですか？**

⇒ 現在のお勤め先での状況を基準に、免許状更新講習の制度に基づく職名でお申し込みください。市町村の規程等で定める職名と合致しない場合があるようですが、ご質問のケースでは、認可保育所の「保育士」として申込をしてください。例えば、幼稚園教諭として幼稚園にお勤めの場合は、「教諭」としてのお申込み、事務職員であれば受講対象外（過去に幼稚園教諭の経験がある者は除く。）となります。